

Ⅲ 都市環境

<現状・課題>

①地球温暖化の進行

- ・地球温暖化に伴う気候変動の影響が顕在化してきていることから、これまでの温室効果ガス削減などの取組（緩和策）に加えて、異常気象などの影響を低減するための取組（適応策）が求められています。

②緑地や農地の減少

- ・多摩丘陵の一角に位置する麻生区は、樹林地や農地が豊富であり、特に、黒川、岡上、早野の農業振興地域にはまとまった農地が広く存在しています。
- ・また、土地区画整理事業等により住宅地の基盤整備が行われてきたことから、市民一人当たりの公園面積は約10㎡と7区内で最も広く、区民の緑に対する満足度も高くなっています。
- ・特別緑地保全地区も地区指定が増えてきているとともに、向原地区において緑地協定が結ばれているなど、市民の緑に関する意識が高い区と言えます。
- ・これらの豊富な自然資源を保全し、地域の魅力創出やブランド化に活用していくことが求められています。
- ・しかし、都市化により、傾斜地の斜面林や鎮守の森を除いて、緑地の減少が進んでいるため、緑地の保全や適切な維持管理が求められています。
- ・市街化調整区域にまとまった農地が多くあるほか、市街化区域内にも多数の農地がありますが、相続の発生等を契機として減少していくことが懸念されています。

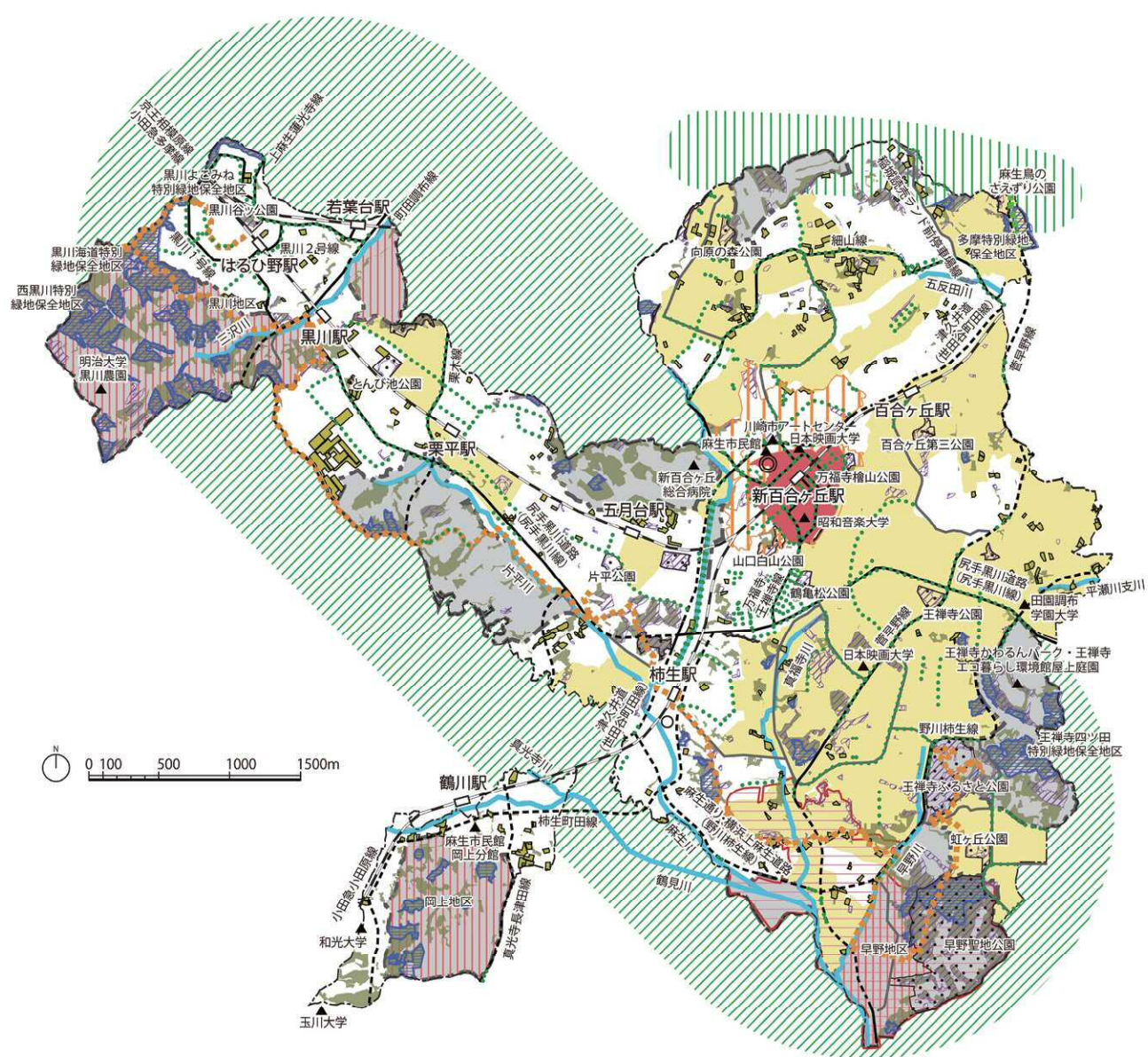
③河川環境づくり

- ・麻生区には、多摩川水系の河川として三沢川、五反田川、平瀬川支川が、鶴見川水系の河川として鶴見川、早野川、真福寺川、麻生川、片平川、真光寺川が流れています。
- ・これらの河川のほとんどは、その源流が区内にあり、下流域の水質浄化のためにも、麻生区内の河川環境づくりが重要です。
- ・各河川の特徴を活かしながら、市民に親しまれる河川づくりを進め、沿川の住宅地の街なみ景観と一体となった環境整備が求められています。
- ・麻生川沿いの桜などは、地域資源として区民に親しまれていることから、楽しみながら散策できる空間づくりが求められています。
- ・区内には住宅地開発に伴って整備された調整池が数多くありますが、治水機能と同時に、レクリエーション機能も兼ね備えた調整池としての有効利用、生き物の生息場所としての保全の検討が課題となっています。

④都市景観の形成

- ・麻生区は、起伏に富んだ地形であることから、眺望のよい場所として10か所のビューポイントが設定され、さらに、これらをもとに「ふるさと麻生八景」が選定されています。
- ・これらをはじめ、良好な眺望を維持するための方策が望まれています。
- ・麻生区には、芸術・文化施設をはじめ、農業振興地域のまとまった農地、早野聖地公園や王禅寺ふるさと公園、特別緑地保全地区等の緑地など特色ある資源が豊富にあるため、これらを活かした景観づくりや各資源をつなぐネットワークづくりが求められています。
- ・特に、新百合ヶ丘駅周辺地区は、麻生区の顔としての景観づくりが求められています。

■現状図



一凡例一

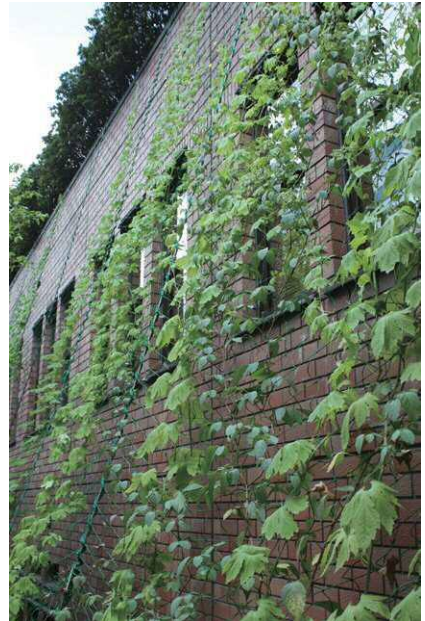
- | | | |
|--------------------|--------------------|-----------------------|
| (都市景観の形成) | 多摩川崖線 | ◎○○ 区役所・出張所・連絡所 |
| ■ 景観計画特定地区 | 多摩丘陵 | 駅 鉄道 |
| 都市景観形成地区 | 農業振興地域 | — 都市計画道路(完成・概成区間) |
| ■ 樹木の集団 | ■ 樹木の集団 | - - - 都市計画道路(事業・計画区間) |
| ■ 主な公園・緑地等 | ■ 主な公園・緑地等 | — その他の主要な道路 |
| ■ 生産緑地 | ■ 生産緑地 | ●●● 街路樹 |
| ■ 特別緑地保全地区 | ■ 特別緑地保全地区 | — 遊歩道・散策路 |
| ■ 緑地保全施策済の樹林地 | ■ 緑地保全施策済の樹林地 | — 河川 |
| ■ 身近な公園が不足している小学校区 | ■ 身近な公園が不足している小学校区 | ■ 市街化調整区域 |
| ■ 高齢化率21%~ | ■ 高齢化率21%~ | ▲ 主な施設 |

1 環境に優しいまちを育みます

(1) 低炭素都市づくりの推進

①地球環境保全に向けた環境負荷の少ない都市の形成

- ・低炭素社会の構築による地球環境の保全に向け、優れた環境技術の集積などの強みと特徴を活かして、温室効果ガスの排出量削減の取組（緩和策）を推進するとともに、今後想定される気候変動が市民生活に及ぼす影響を低減する取組（適応策）についても実施し、市民・事業者・行政などの多様な主体との協働による地球温暖化対策を推進します。
- ・建築物の低炭素化を図るとともに、新百合ヶ丘駅周辺地区や身近な駅周辺への様々な都市機能の効率的な集約化にあわせて、駅へのアクセスを高める取組などを推進し、環境にやさしく利便性の高いコンパクトな都市の形成をめざします。
- ・新百合ヶ丘駅周辺地区などの土地の高度利用を図る地域において、地球環境に配慮した都市づくりを誘導するため、民間活力や創意工夫を最大限活かす観点から、都市の成長に寄与する幅広い環境貢献の取組を評価し、都市の成長を促す取組を推進します。
- ・緑地は二酸化炭素の吸収源であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与することから、多摩丘陵の樹林地や農地等の豊富な自然環境を有する地域として、緑地の保全を図るとともに、街路樹や公園・緑地の整備、屋上緑化や壁面緑化等の都市緑化の取組を推進します。



緑のカーテン（麻生区役所）

②エネルギーの最適利用と次世代エネルギーの導入

- ・本市が多様なエネルギーの供給地であるとともにエネルギーの大消費地であることや、太陽光、風力、バイオマス、水素などの次世代エネルギーを活用した取組が市域で展開されている特色を活かしながら、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組など、エネルギーに関する取組を推進します。
- ・建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）や太陽光発電設備設置等への導入支援などにより、省エネルギー型設備の導入や風や光などの自然エネルギーの利用等、環境に配慮した建築物の整備を促進します。
- ・地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向け、公共施設等への太陽光発電システムやコージェネレーション等の導入、木材の利用促進に努めるとともに、「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」に基づき、民間事業者の開発計画において環境配慮型の取組を評価し、環境負荷の少ない優良な都市開発の誘導を図ります。
- ・低炭素建築物認定制度の適正かつ効率的な運用により、都市の低炭素化を促進します。

③スマートシティの推進

- ・多様な主体と連携しながら、エネルギーの最適利用やICT（情報通信技術）・データの利活用により、快適性・利便性の向上と環境に配慮したスマートシティを推進します。

(2) 環境に配慮した交通体系の構築

①環境に配慮した交通環境の整備

- ・自動車利用から公共交通利用への転換に向けて、鉄道ネットワーク機能の強化などを推進し、公共交通の利用促進を図ります。

- ・山坂が多い地域や駅から離れた地域などにおいて自動車利用が多くみられますが、環境負荷の低減に向け、路線バスによる駅へのアクセス向上などにより公共交通の利便性を向上することで、公共交通の利用促進を図ります。
- ・交差点改良など局所的かつ即効的な対策を進め、効率的・効果的に自動車交通の円滑化を推進します。
- ・幹線道路の整備にあたっては、周辺市街地への環境影響を低減するため、道路緑化を進めるとともに、低騒音舗装等の道路構造の改善に努めます。

②交通の低炭素化の促進

- ・燃料電池自動車や電気自動車等の次世代自動車の普及促進及び利用環境の整備に向けた取組を推進します。
- ・エコドライブの普及に向けた取組を推進します。

(3) 地域環境対策の推進

- ・用途地域等の地域地区の指定にあたっては、市民の健康や安全な生活環境の維持を図るため、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・都市施設の整備や市街地開発事業の実施にあたっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺環境との調和や大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加、風環境等による環境影響への配慮に努めます。
- ・大規模な土地利用転換にあたっては、周辺市街地との調和や環境改善等に資する計画的な土地利用の誘導に努めます。また、事業者等に対して、土壌汚染対策等の適切な取組を指導します。
- ・一定規模以上の建築物等の建築にあたっては、あらかじめ大気、水、土、生物等への影響の回避又は低減を図り、良好な環境の保全に努めるよう、事業者等の環境配慮を適切に誘導します。
- ・土地の区画形質の変更を伴う大規模な開発行為に対しては、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう、緑地や生物の生息環境への配慮や水質汚濁、雨水流出、廃棄等による環境への影響の配慮を適切に誘導します。
- ・工場や事業所等からの大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動等の公害を防止するため、事業者等の適切な取組を指導します。

(4) 環境に優しい循環型のまちづくり

- ・持続可能な循環型のまちの実現に向けて、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による発生抑制、再使用、再生利用の取組を推進します。
- ・首都圏における消費地である本市の特徴と強みを活かして、国産木材の利用促進・普及を図ります。

2 麻生区らしい緑と水の骨格の形成をめざします

(1) まちの骨格を形成する緑・水の保全と活用

- ・多摩丘陵の広域的な広がりの中で、黒川、岡上、早野の「緑と農の3大拠点」をつなぐ樹林地を「多摩丘陵軸」として位置づけ、緑地保全に関わる様々な制度を活用するとともに、近隣自治体等と連携し、その保全に努めます。
- ・麻生区の水の骨格を形成する鶴見川水系の鶴見川、早野川、真福寺川、麻生川、片平川、真光寺川や、多摩川水系の三沢川、五反田川、平瀬川支川を「水の軸」として位置づけ、潤いのある街なみを形成する大切な環境資源として、その保全・再生等に努めます。
- ・早野聖地公園や王禅寺ふるさと公園などの大規模な公園・緑地を「公園緑地の拠点」と位置づけ、市民の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供するレクリエーション機能をはじめ、防災機能、環境保全機能、景観形成機能の発揮をめざします。



岡上地区

(2) 計画的な公園・緑地の配置の方針

①環境保全の視点による公園・緑地の配置の方針

- ・緑のネットワークを形成し、都市気象の緩和、二酸化炭素などの温室効果ガスの吸収や騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間の確保や身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的に公園・緑地を配置することに努めます。

②レクリエーションの視点による公園・緑地の配置の方針

- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保、身近な憩い・交流の場の確保の視点から、計画的に公園・緑地を配置することに努めます。

③防災の視点による公園・緑地の配置の方針

- ・都市の防災機能の向上により、安全で安心できる都市づくりを図るため、災害時等に避難地や復旧・復興の拠点となり得る公園・緑地を計画的に配置することに努めます。
- ・災害時における一時避難場所となり得る身近な住区基幹公園等については、特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民防災農地、公益施設などと連続性を持たせながら適正に配置することに努めます。

④都市景観の視点による公園・緑地の配置の方針

- ・多摩丘陵に存する樹林地や生産緑地地区等は、良好な田園的景観を醸しだしていることから、これらの緑地については、郷土的景観を構成する緑地として保全に努めます。
- ・市街地においては、地域の景観構成の核となるよう公園緑地を配置し、公共施設緑化、街なかや河川流域の地域緑化を推進し、街なみ景観の形成に努めます。

(3) 「農」ある風景の保全

- ・黒川、岡上、早野の農業振興地域は、「緑と農の3大拠点」として、優良な農地の保全に努めるとともに、生物多様性の保全や環境学習の場の確保、耕作放棄地の解消の観点から、まとまりある樹林地の保全と谷戸に介在する農地の一体的な保全に努め、里地里山環境の保全と「農ある風景」の保全を図ります。
- ・黒川、岡上、早野の農業振興地域は、農業生産の場として、また、農業者や市民と協働した観光交流型農業に向けて、グリーンツーリズムを取り入れた地域農業の活性化を進めます。
- ・黒川地区では、「明治大学・川崎市黒川地域連携協議会」等を通じ、地域・大学・区民・行政の協働により、農産物等の地産地消、農と里山体験・地域交流、里山保全と活用など、地域資源の活用を図ります。
- ・早野地区では、「早野地区活性化懇談会」等を通じ、地域、学校、区民、行政の協働により、農産物等の地産地消、農と里山体験・地域交流、里山の保全と活用など、地域資源の活用を図ります。
- ・岡上地区では、地域と連携し、それぞれの地域特性を踏まえた地域の活性化や地域交流の取組を検討します。

(4) 緑と水のネットワークの形成

- ・多摩丘陵や大規模公園などを事業所の緑、住宅地の緑、街路樹、河川・水路などでつなぐことにより、「緑と水のネットワーク」の形成をめざします。



桜並木（麻生川）

3 身近に緑を感じることでできるまちをめざします

(1) 残すべき緑の保全

- ・多摩丘陵の斜面緑地は、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や、市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境であることから、緑地総合評価に基づいて、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結、ふれあいの森（市民緑地）として借地契約を行うなど、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めます。
- ・「特別緑地保全地区」等に指定された緑地については、良好な自然環境を維持していくために、植生管理や生物多様性の保全といった観点から、市民と協働して「保全管理計画」を策定し、里山ボランティア等の市民の活動を支援し、保全管理に努めます。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や地権者に対して、緑地保全施策への協力を求めていくとともに、開発対象区域内の緑地や自然的環境の保全・創出等の指導を行います。
- ・多摩丘陵における緑の保全・再生・創出・活用にあたっては、本市域が首都圏の貴重な自然環境である多摩・三浦丘陵の一角を形成していることから、関係自治体との連携を深め、広域的な取組を促進します。
- ・歴史的・文化的資源を守り、継承していく緑として、さらに、コミュニティの活動拠点や防災拠点として活用するために、社寺のまとまりのある樹林地や樹木は、保存樹木に指定するなど、民有地の緑化を支援します。



特別緑地保全地区

(2) 大規模な公園・緑地の整備と身近な公園・緑地の整備

① 「公園緑地の拠点」の整備・活用

- ・公園緑地の拠点は、地域特性を踏まえ、多様な主体と連携した個性と魅力のある整備や活用、維持管理に努めます。
- ・王禅寺ふるさと公園は、「水と緑とのふれあい・ふるさと意識の醸成」をテーマとした公園の特色を活かすため、園内の自然環境やオープンスペースを活用し、自然の移ろいや賑わいなどが実感できる場の確保に努めます。
- ・早野聖地公園は、持続的で公平な墓所供給を引き続き進めるとともに、静寂な雰囲気を持ちつつも市民に開かれた場所とするため、公園エリアの整備を進めます。



早野聖地公園

② 地域の核となる公園の整備・活用

- ・人口密度や誘致圏域、地域特性等に配慮しながら、利用者のニーズを踏まえた魅力ある公園・緑地の整備・活用に努めます。
- ・地域の核となる「地区公園」、「近隣公園」は、少子高齢社会における子育てや健康増進の場など、多世代の交流が可能な地域コミュニティの場として活用するとともに、老朽化した公園は、市民参加により整備計画を策定し、公園の再生に努めます。

- ・地域の身近な「街区公園」は、整備すべき地区の最小単位として、小学校区を構成する町丁目とし、借地公園制度など様々な整備手法を活用するとともに、都市部におけるオープンスペースの多目的利用や市民緑地認定制度等の活用を検討し、歩いて行ける範囲での確保に努め、地域のニーズに沿った特色ある整備に努めます。
- ・公園施設の長寿命化を図るとともに、公園の再整備にあたっては、市民参加による地域のニーズを踏まえた魅力ある公園づくりに努めます。

③協働による身近で安全な公園づくりと活用の促進

- ・身近な公園・緑地では、地域住民が公園の維持管理や利用調整を行う「管理運営協議会」等を組織し、さらに、「管理運営協議会」等を中心に、住民主体による公園・緑地の弾力的な運用を促進することにより、地域コミュニティ形成の場として柔軟な活用を図ります。

④多様な公園・緑地の整備・保全

- ・再開発等の整備の機会を捉えて、都市景観の向上や歩行者等の休息・交流等のための「広場」を配置することに努めます。
- ・都市林については、林相や土地の形態などに応じて、自然環境の保護、保全、復元に配慮した整備を市民協働により図ります。
- ・環境保全機能や災害時の安全な避難路、避難地などが期待できる「緑道緑地」を配置することに努めます。

(3) 市街地緑化の推進

①新百合ヶ丘駅周辺地区における重点的な緑化の推進

- ・新百合ヶ丘駅周辺地区は、「緑化推進重点地区」に指定されていますが、今後、既存計画の改定（見直し）を行うとともに、引き続き持続的な緑化を推進し、麻生区にふさわしい魅力ある都市景観の形成を図ります。

②公共空間や公共施設、民有地の緑化の推進

- ・再開発等の大規模な土地利用転換にあたっては、「緑化指針」等に基づき、敷地内緑化の推進と緑のネットワーク化など、緑の創出を適切に誘導します。
- ・幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・街路樹の適切な維持管理を進めるとともに、街なみ景観や歩行者の通行に支障をきたしている狭い歩道に植樹された街路樹の樹種、管理のあり方を検討し、良好な街路樹ネットワークの形成をめざします。
- ・市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・事業所の緑化を誘導するとともに、緑地環境の維持・保全を促進します。
- ・民有地における地域緑化を促進するため、地区計画等を活用した適切な緑地の保全・創出の誘導を図ります。



早野地区

③市民協働による市街地緑化の促進

- ・遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペース等を活用し、花壇の設置や緑化を進めるなど、市民の発意による主体的な緑化活動を支援します。
- ・地域の協働による地域緑化推進地区の認定や緑化助成制度を活用した民有地緑化等を促進し、緑のつながりの再生に努めます。
- ・区の花として親しまれているヤマユリの植栽活動を促進・支援し、そのノウハウの蓄積、普及を促進します。



ヤマユリ

(4) 都市農地の保全

①都市農地の保全

- ・市街化調整区域外に点在する良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、都市における新鮮な農産物の供給地として、さらに、良好な景観の形成や水源の涵養などの緑地としての機能、火災の延焼防止や一時的な避難場所などの防災機能、市民農園などのレクリエーション機能、農業体験を通じて食に対する理解を深める福祉・教育機能など、多面的な機能を持っていることから、生産緑地地区への指定を促進し、一層の保全に努めます。
- ・生産緑地地区の指定から30年を迎える農地のうち、その後も良好な都市環境の形成を図るうえで保全の必要がある農地は、農家の営農意向等を基に特定生産緑地に指定し、保全するとともに、その後も指定期限を延長するなど、継続的な保全に努めます。
- ・生産緑地地区における持続可能で安定的な農業経営を行う視点から、農地の集約化等による営農環境を維持するとともに、農地と調和した良好な住環境を形成するためにも、農地と住宅地が調和した計画的なまちづくりをめざします。
- ・地域の防災性の向上をめざして、農家の協力により、災害時における一時避難場所となる「市民防災農地」の登録を進めるとともに、農家や市民への制度の周知を通じて、農地の活用に努めます。
- ・農業の営農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民発意による自然と調和のとれた良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルール策定等を支援します。
- ・安全・安心な環境保全型農業の推進、さらに、「農ある風景」の保全等の農業振興施策と連携し、農家地権者や住民等の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・農家・農業団体と連携した地産地消の取組を促進し、「農」のあるまちづくりによる都市農業の振興を図ります。

② 「農」を活かしたコミュニティ形成の場の創出

- ・都市農地の保全・活用を進めるために、農家が指導を行う体験型農園や市民農園など市民が「農」に親しむことができるしくみづくりや市民の農業理解を促進するためのPR等に取り組むとともに、市民や大学、企業等の多様な主体との連携を図ります。
- ・農産物の直売所の設置等による地産地消のしくみづくりなど、農家と住民との協力による「農」のあるまちづくりの活動を支援します。
- ・遊休化するおそれのある農地を活用するために、意欲的農家へのあっせん、さらに、援農ボランティアの育成等、「農」に参加するしくみづくりを進める農業振興施策と連携して、「農」のあるまちづくりの活動を支援します。



農業体験

4 身近に水を感じることでできるまちをめざします

(1) 流域を視野に入れた総合的な治水対策と健全な水循環系の構築

- ・流域の保水・遊水機能の確保や、流域一体となった総合的な治水対策をめざします。
- ・河川については、都市の安全性を高めるため、河川改修や適切な維持管理により、治水機能の確保等を図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水などに配慮した、人と自然に優しい河川づくりをめざします。
- ・区内には多くの河川の源流などがあることから、緑地等の自然環境の保全や創出、保水・遊水機能を持つ農地の保全に努め、水循環系の回復と流域再生をめざします。

(2) 鶴見川流域を視野に入れた水循環系の健全化

- ・鶴見川水系においては、水循環系の健全化を理念とし、洪水安全度の向上、平常時の水量の適正化と水質の改善、流域の自然環境の保全回復、震災・火災時の安全支援、水辺とのふれあいの促進を総合的にマネジメントする「鶴見川流域水マスタープラン」に基づき、国や県などの関係機関と連携して、河川環境の改善をめざします。
- ・河川敷や水面などの水辺環境の向上を図るため、動植物の生育・生息空間の保全・再生や緑化の推進などに努めます。

(3) 都市の快適な環境づくりに寄与する河川の整備

- ・河川や水路は、市街地に残された貴重な水と緑のオープンスペースであることから、地域の実情に応じて、環境に配慮した多自然川づくりの考え方に基づいた整備を図るとともに、河川や水路に隣接する道路等の緑化に努めるなど、水と緑のネットワークの形成をめざします。
- ・河川・水路の潤いある空間づくりにあわせて、水辺空間を活かした沿河市街地の街なみ景観づくりに取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・区内の谷戸には湧水が残されていることから、健全な水循環を回復し、地下水の保全を図るため、地下水涵養の取組に努めます。
- ・早野川、片平川、麻生川、真福寺川、五反田川、平瀬川支川、三沢川の保全・再生を図るとともに、河川改修などの機会を捉えながら、地域特性に応じた川づくりを進めます。
- ・片平川沿いのスポーツ・健康ロードを活用し、自然風景や地域管理による花壇を楽しむウォーキングやジョギングを促進することで、麻生区民の健康増進と地域コミュニティの向上を図ります。
- ・調整池の有効活用に関し、本来機能の確保を行いながら検討します。



スポーツ・健康ロード

(4) 水の安定した供給・循環

①安定した給水の確保と安全性の向上

- ・良質で安全な水道水を安定的に供給するため、老朽化した施設や水道管路の更新・耐震化を計画的に進めます。
- ・省エネルギー機器の採用や地形の高低差を活かした自然流下による取水・送水・配水を継続するなど、環境に配慮した取組を進めます。

②下水道による良好な循環機能の形成

- ・生活環境の改善や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を実現するために、下水道の未普及地区の解消に向けた取組を進めます。
- ・将来にわたり安定的に質の高い下水道サービスを提供するため、下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した下水管施設の再整備を進めます。
- ・鶴見川の水質改善を図るため、麻生水処理センターにおける高度処理化を進めます。

5 豊かな自然環境と芸術・文化を活かした麻生区らしい都市景観の形成をめざします

(1) 麻生区を形づくり骨格を際立たせる景観づくり

- ・麻生区の骨格を形成する景観要素である、多摩丘陵や黒川、岡上、早野の農業振興地域などを大切に、その特徴的な骨格を際立たせる景観づくりをめざします。

(2) 個性と魅力ある麻生区の顔となる景観づくり

- ・麻生区における良好な景観形成の先導的役割をもつ新百合ヶ丘駅周辺地区は、麻生区の都市イメージをつくる顔として、個性と魅力ある表情豊かな景観づくりをめざします。
- ・都市景観形成地区等として、調和の取れた街なみ景観を市民と協働で育ててきた新百合ヶ丘駅周辺地区や新百合山手地区は、引き続き、質の高い商業・文化施設の集積や芸術・文化のまちにふさわしい秩序ある街なみ景観の形成、人々の交流を支える駅前空間や歩行者空間の景観づくりをめざします。

(3) 地域特性を活かした身近な街なみの景観づくり

- ・地域の自然的資源や歴史的資源、新たにつくられた都市的資源等の地域らしさを発見し、調和させながら受け継いでいくことをめざして、市民の発意による主体的な景観づくりの活動を支援します。
- ・農業振興地域を中心とした豊富な農地、多摩丘陵に広がる緑地、河川沿いの水辺空間、眺望の良い場所などの地域資源をつなぐ散策路の設定や交流の場の形成等、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、自然の風景の保全を図ります。
- ・田園住居地域の導入が検討されている地区などにおいて、一体のまとまりを有す生産緑地地区等の都市農地と低層住宅が調和した良好な景観の形成をめざす市民の主体的な景観づくりを支援します。
- ・王禅寺見晴らし公園や五力田見晴らし公園をはじめ、区内には眺望の良い場所が多くあることから、起伏に富んだ麻生区の地形を活かした市民の主体的な景観づくりを支援します。
- ・緑と農の3大拠点がある黒川、岡上、早野地区において、樹林地保全、農地保全、農業振興などの施策間連携により「農ある風景」の保全を図ります。

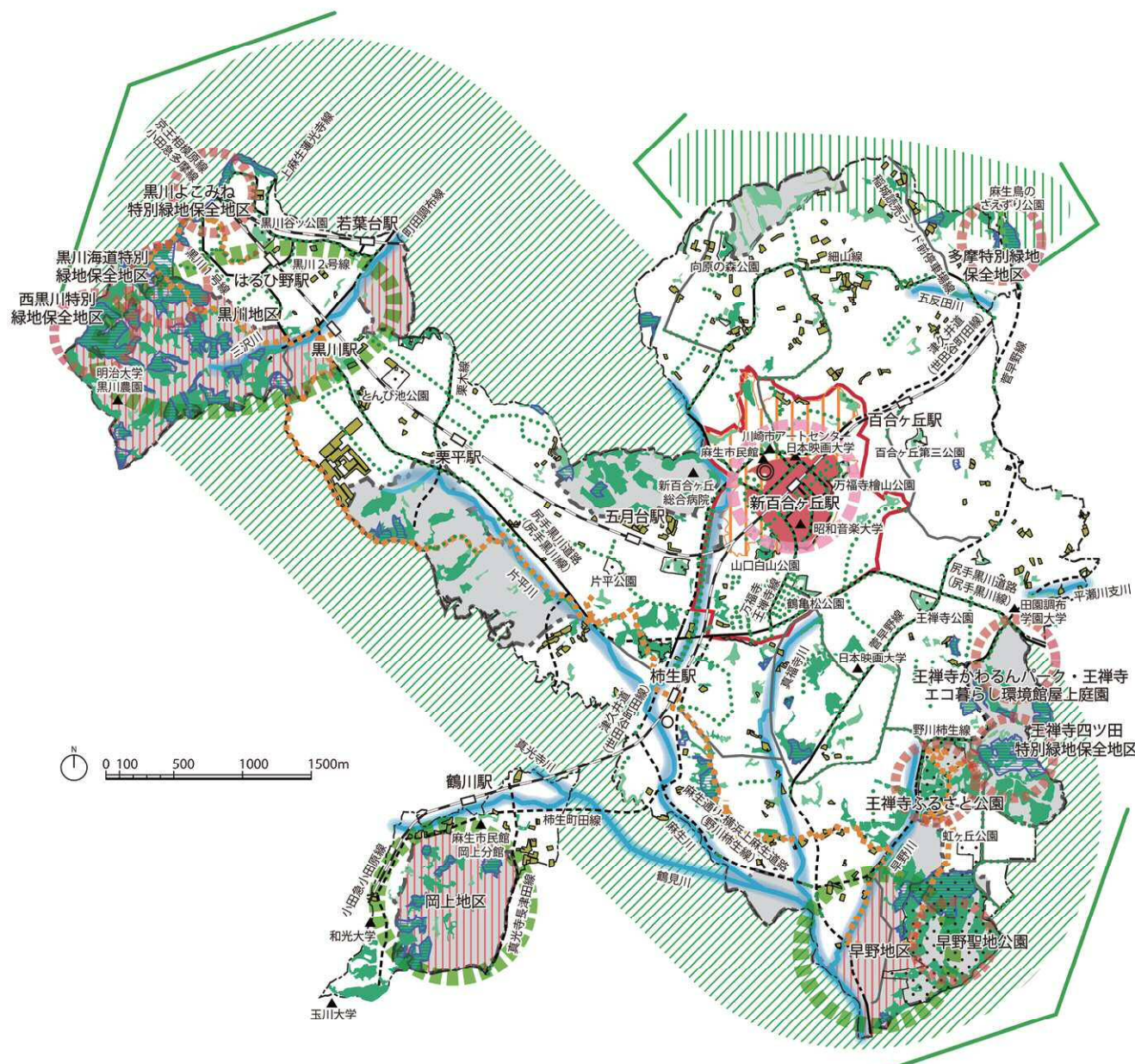
(4) 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

- ・優れた景観形成に向けて、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことが求められているため、景観形成の主役である市民の主体的な景観づくりの活動を支援するとともに、景観形成の協力者である事業者に対しては、景観形成施策に基づく事業の実施を誘導します。
- ・行政は、景観形成の総合的な推進役として、また、景観形成の先導的な役割を担うために、景観に配慮した公共空間の整備に努めます。

(5) 来訪者に優しい交流環境の整備と観光を通したまちづくり

- ・麻生区の特長や強みを活かし、新たな集客・交流の増加による地域経済の活性化を促進するため、観光振興施策と連携し、優良な宿泊施設の整備を誘導します。
- ・芸術関連のイベントや農業体験をはじめとした麻生区の観光資源をPRするなど、区の魅力を発信することにより、区のイメージアップや地域の活性化を促進します。

■都市環境方針図



<p>—方針—</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市景観の形成 緑化推進重点地区 <p>(みどり軸)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多摩川崖線軸 多摩丘陵軸 水の軸 <p>(みどり拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園緑地の拠点 緑と農の3大拠点 優先的に保全を図るべき緑地 保全すべき緑地 保全対象の緑地 	<p>—基本凡例—</p> <ul style="list-style-type: none"> 区役所・出張所・連絡所 駅 鉄道 都市計画道路(完成・概成区間) 都市計画道路(事業・計画区間) その他の主要な道路 街路樹 遊歩道・散策路 河川 景観計画特定地区 都市景観形成地区 農業振興地域 生産緑地 特別緑地保全地区 主な公園・緑地等 市街化調整区域 主な施設
--	--

平成30年3月現在